

遠山郷学園小学校再編検討委員会の設置について

遠山郷学園内の小学校の再編を円滑に推進するとともに、再編に伴い設置される学校の開校に向けた総合的な検討及び関係者との調整を行うため、別紙資料No.4-2「遠山郷学園小学校再編検討委員会設置要綱(以下「要綱」という。)」に基づき、以下のとおり、遠山郷学園小学校再編検討委員会(以下「検討委員会」という。)を組織します。

1 検討委員会の委員構成

検討委員会の委員は、以下の要綱第3条第2項の各号の規程に基づき、教育委員会が委嘱します。

要綱第3条第2項各号別の委員人数一覧

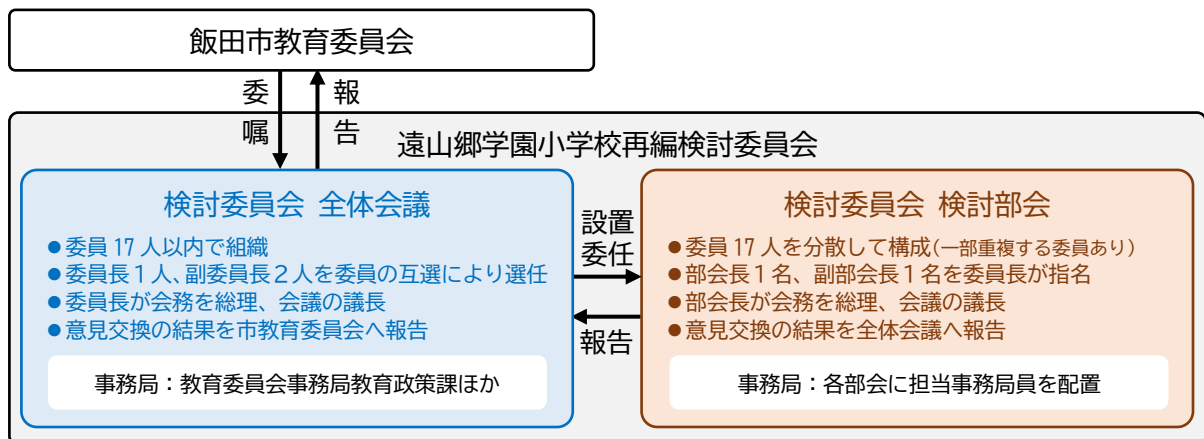
区分(要綱第3条第2項)	人数	選出団体等
第1号 (遠山郷学園内の小学校の保護者を代表する者)	4人	P T A
第1号 (遠山郷学園内の未就学児保護者を代表する者)	2人	保育園保護者会
第2号 (遠山郷学園内の小中学校長)	3人	小中学校長
第3号 (上村・南信濃地区まちづくり委員会を代表する者)	4人	まちづくり委員会正副会長
第4号 (上村・南信濃地区の公民館長)	2人	公民館長
第5号 (教育委員会が必要と認める者)	2人	主任児童委員
合 計	17人	

2 検討委員会及び検討部会と教育委員会の関係性

要綱第3条、第5条、第7条及び第8条の規定により、検討委員会及び検討部会と教育委員会との関係性は、以下の図のとおりです。

全体会議は、検討部会を設置し、所掌事項に関する検討を委任します。従って、全体会議は、検討部会での協議結果の報告を受けた際は、全体会として決議し、その結果を教育委員会へ報告することとなります。なお、検討部会での協議結果について、全体会議で「再検討」とされた場合は、改めて検討部会で協議をすることとなります。

※遠山郷学園小学校再編検討委員会の組織イメージ図



3 所掌(協議する)事項

要綱第2条に基づき、検討委員会で協議する事項は以下の表のとおりとします。なお、今後の協議の中で新たに協議すべき事項(表に記載がない事項)が生じた場合は、正副委員長と事務局が協議をして協議する検討部会等を定めることとします。

要綱第2条	項 目	内 容
第1号	校名に関する事	・校名の取り扱いに関する事 ・校名候補の決定方法に関する事※ ・(募集する場合)募集に関する事 ・校名候補の決定に関する事 など
第2号	校歌及び校章に関する事	・校歌の取り扱いに関する事 ・校歌の詞・曲の候補の決定方法に関する事 ・(作詞・作曲を外部へ依頼する場合)依頼先に関する事 ・校歌候補の決定に関する事 ・校章の取り扱いに関する事 ・校章デザイン候補の決定方法に関する事※ ・(募集する場合)募集に関する事 ・校章候補の決定に関する事 など
第3号	学校運営方針及び学校行事に関する事	・学校目標等に関する事 ・年間行事計画、学校間交流事業及び学校行事(地域との連携)に関する事※ ・学校運営協議会に関する事 ・閉・開校に関する事※ など
第4号	教育課程再編及び学級編成に関する事	・教育課程(月歴・日課等)に関する事 ・児童指導(校則等)に関する事※ ・学級編成に関する事 ・教室配置及び学校施設に関する事 ・物品備品(机・椅子・教材等)に関する事 ・学校生活(運動着、名札、上履き、鞆、その他学用品)に関する事 ・給食に関する事 ・引っ越しに関する事 など
第5号	通学路及び通学方法に関する事	・通学路の確認(和田小学校の児童) ・通学経路(距離)に関する事 ・通学方法(交通手段)に関する事 ・通学の見守り、安全対策に関する事 など
第6号	P T A組織及び児童会組織に関する事	・P T A組織・運営に関する事 ・児童会組織・運営に関する事※ など
第7号	教育委員会が必要と認める事項	・情報提供に関する事 など

※ 児童(場合により生徒)の意見を反映するポイントとして想定する事項